

令和7年度

千曲市DX推進アドバイザー業務委託

仕様書

千 曲 市  
企画政策部情報政策課

令和7年4月

## 目次

1	適用範囲 .....	1
2	本業務の目的 .....	1
3	履行場所 .....	1
4	履行期間 .....	1
5	本業務の業務内容 .....	1
6	成果物 .....	2
7	納品時期及び納品形態 .....	2
8	業務に関する要件 .....	2
9	その他 .....	3

## 1 適用範囲

本仕様は、令和7年度千曲市DX推進アドバイザー業務委託に係る調達に適用する。

## 2 本業務の目的

新型コロナウイルス感染症への対応等により、行政のデジタル化を一層推進していく必要性が再認識される中で、国においては社会全体のデジタル化を推進するため、「デジタル庁」を創設し、また自治体のDX推進に向けた重点取り組み事項が盛り込まれた「自治体DX推進計画」が策定されるなど、自治体においてもDX推進に取り組むことが喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、本市においても最高情報統括責任者（副市長。以下「CIO」という。）を中心とし、全庁横断的にDX推進に関する各種取り組みを推進していく必要がある。

本業務は、CIOのマネジメントを専門的知見から補佐するとともに、デジタル技術及び業務効率化等に関し、助言や提案を行うことができる事業者の本業務を委託し、本市におけるデジタル化の推進により、市民の利便性向上や職員の働き方改革等を実現することを目的とする。

## 3 履行場所

千曲市役所庁舎のほか、受注者が用意する場所で発注者の承認を得た場所

## 4 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）

## 5 本業務の業務内容

本業務の遂行にあたっては、1週間に1日を基本とし、合計30回以上、本業務を実施する。具体的には以下の項目を実施すること。日程については、本市と協議の上、柔軟に対応すること。

### (1) デジタル化及びDX推進に関する支援

#### ① CIOに対する技術的な支援・助言

総務省が掲げる「自治体DX推進計画」に基づき、本市のDX推進に関する提言を行う等、専門家の立場からCIOの活動全般に対し、必要な助言・支援を行うこと。

また、必要に応じて本市が実施するDX関連の会議等に参加し、受託者が提案した内容を説明すること。

#### ② DX推進に関する各種取組に関する支援

千曲市が実施するデジタル化の推進にかかる事業について、国等の施策や民間企業が持つ技術の動向を踏まえ、施策の妥当性やあるべき姿について助言を行うとともに、施策の推進について必要な支援を行うこと。

#### ③ 全庁的な機運醸成

DX関連施策、情報セキュリティ、社会保障・税番号制度等に関する国や他自治体等の動向も踏まえた情報提供により、本市におけるDXに関する機運醸成を図ること。また、必要に応じて職員のデジタルスキルが向上するような啓発活動または研修等を実施すること。

(2) 情報システムの導入、業務効率化に関する支援

① 情報システムの導入に関する支援

本市のシステム導入・更新等に関する業務について助言・支援を行うこと。なお、主な業務については次に示す場合を想定している。

- ・ 予算編成過程における各種情報システムの導入計画・概算見積に対して、業務担当課等からの求めに応じて助言・支援を行うこと。
- ・ 業務担当課から行われるDXの施策やシステム導入計画に対する相談業務について、情報システム担当課からの求めに応じて助言・支援を行うこと。
- ・ 情報システム担当課がシステム導入に向けて作成する仕様書等の書類作成業務に対して支援を行うこと。

② 業務効率化に関する支援

各業務担当課の業務内容や業務量等を把握するためのヒアリング等を実施するなど、デジタル技術やAI等の活用に効率化が見込まれる業務を抽出し、業務フローの見直しや最適なツール等の選定に関して助言を行うこと。

(3) その他、上記に資するCIOが指示すること

6 成果物

本業務で想定している主な成果物及び納入時期は以下のとおり。

	成果物名	内容	納入時期
1	業務実績報告書	業務で実施した内容（日付、作成者、提言内容などを記載）について報告したもの	令和8年3月末
2	デジタル化及びDX推進に関する提言書	5（1）に関して、市に対する助言内容を説明する資料を、状況に応じて作成すること。	随時
3	情報システムの導入、業務効率化に関する提言書	5（2）に関して、市に対する助言内容を説明する資料を、状況に応じて作成すること。	随時

7 納品時期及び納品形態

令和8年3月31日（火）までに納品すること。

成果物については電子データにて作成し、納品すること。

8 業務に関する要件

受託者は、次の要件を満たす者をDX推進アドバイザーとして選定すること。

- (1) 本業務は、受託者が直接雇用する者が従事して行うこと。
- (2) 官公庁及び地方公共団体等において、CIOを補佐する業務経験が1年以上あること。または自治体のDXに関するプロジェクトに対する業務経験が1件以上あること。

## 9 その他

- (1) 本業務の実施にあたり、他自治体における先進技術の活用による業務効率化等、D X推進の実施実績に基づき、本業務の意図、目的を十分理解した上で実施すること。
- (2) 本業務の実施にあたり、詳細な内容についてはあらかじめ発注者と協議するとともに、不明な点や改善の必要がある場合、又は執行上の疑義が生じた場合は、必ず発注者の指示を受けて実施すること。
- (3) 受注者は、市の担当者との打ち合わせや連絡に柔軟に対応すること。
- (4) 本業務の契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させてはならない。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りではない。
- (5) 本業務の実施にあたり、個人情報および機密情報の保護等、情報セキュリティの確保について、万全を期さなければならない。
  - ① 受注者は、本業務の遂行に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了した後、または解除された後においても同様とする。
  - ② 受注者は、本市から入手する資料および業務データ（以下「情報資産」という。）については、特に厳重に取り扱うものとする。また、その保管管理については、本市に対して一切の責を負うものとし、情報資産を本市の指定した目的以外の使用および第三者へ提供することを禁止する。
  - ③ 受注者は、情報資産を業務遂行の目的以外に複製および加工することを禁止する。
  - ④ 前各号の規定に違反した場合、本市は契約を解除できるものとする。この場合において、受注者は本市に対して損害賠償を請求することはできない。
  - ⑤ 受注者は、前各号の規定に違反したことにより本市に損害を与えた場合、その損害を賠償する責を負う。
- (6) 受注者、受注者の親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号に規定する親会社をいう。）、子会社（同条第 3 号に規定する子会社をいう。）、また同一の親会社を有する会社は、本市が調達する情報システム等に係る業務において仕様策定に主体的かつ具体的に関わった事案について受注することができない。ただし、本市からの相談対応や内容の精査に対する助言の対象事案、計画の策定においてその範囲に含まれる部分的な事案、およびこれらに準ずると考えられる関与のレベルである場合を除く。
- (7) 本仕様書に定めのない事項に関しては、その都度、発注者及び受注者双方が誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。
- (8) 本市におけるD X推進に関連するアドバイザーとの支援範囲の明確化、すみ分けについては、本業務開始前に本市と協議することとし、円滑なD X推進アドバイザー業務の実施を図ることとする。